

# 訴 状

令和8年3月17日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	宮	城	朗
同	本	間	紀子
同	佐	藤	千弥
同	大	菅	俊志
同	堀	川	直資

## 当事者の表示

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番 主婦会館プラザエフ6階

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本  
上記代表者理事 鈴木 敦 士

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座和田ビル3階

宮城綜合法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 宮 城 朗

電 話 03-3538-1474

FAX 03-3538-1475

〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-4 久保ビル 9階

四谷の森法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 本 間 紀 子

電 話 03-5363-1251

F A X 03-5363-1252

〒102-0083 東京都千代田区麹町 6-6 長尾ビル 6階

佐藤法律会計事務所

原告訴訟代理人弁護士 佐 藤 千 弥

電 話 03-3556-3607

F A X 03-3556-3608

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-12-2 ASKビル 7階

りべる総合法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 大 菅 俊 志

電 話 03-3249-1081

F A X 03-3249-1082

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-7 井門新宿御苑ビル 3階

九段法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人弁護士 堀 川 直 資

電 話 03-3353-5304

F A X 03-3353-5333

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4丁目 2-6 住友不動産麹町ファーストビル 5階

被 告 株式会社ネットプロテクションズ

上記代表者代表取締役 柴 田 紳

差止請求事件

訴訟物の価額 金160万円  
貼用印紙額 金1万3000円  
郵 券 金6000円（電子納付：登録コード0025287）

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、消費者との間で、後払い決済サービスにかかる会員契約を締結するに際し、以下の意思表示を行ってはない

### 記

- (1) 会員サービスの利用により会員に発生した損害について、被告の故意又は重過失による場合を除き、被告の損害賠償責任その他のいかなる責任も負わないとの意思表示
  - (2) 会員が代金等に係る決済手段として、被告の提供する決済手段を用いた場合に、当該代金等に係る債権を被告の加盟店もしくは被告が提携する会社を経由して被告が譲渡を受けるに際し、会員が被告加盟店に対して有する抗弁権を放棄するとの意思表示
  - (3) 利用者が被告に対する支払債務の履行を遅滞した場合において、利用者が支払期限超過後も被告の提供する決済サービスによる支払方法の提供を受けるときは、被告の請求書又は電子メールの発行日から一定の期間を経過するごとに、遅延損害金その他、延滞事務手数料の累積額を支払うとの意思表示
- 2 被告は、上記第1項記載の意思表示が記載された文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない

方式で作られた記録をいう。以下同じ。以下「文書等」という)、その他一切の表示を廃棄せよ

3 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとれ

4 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第1 はじめに

本件は、内閣総理大臣から認定を受けた適格消費者団体が、消費者契約法第12条に基づく差止請求権を行使し、事業者である被告に対し、後払い決済サービスにかかる会員契約について、消費者契約法に違反する意思表示の差し止め及び同意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄させること及びこれについて被告従業員らに周知徹底させる措置を取るよう求める事案である。

### 第2 当事者

#### 1. 原告

原告は、平成19年8月23日、内閣総理大臣から消費者契約法第13条3項の規定に基づいて認定され、令和7年8月20日、認定の有効期間の更新をした適格消費者団体である（甲第1号証、甲第2号証）。

#### 2. 被告

被告は、「NP後払い」、「NP後払い air」、「atone」等の名称で、会員に対し、後払い決済サービスを提供することを業とする株式会社である（甲第

3号証)。

### 第3 差止対象となる契約条項を被告が現に使用していること

被告は、後払い決済サービスを提供するにあたり、消費者との間において、後払い決済サービスにかかる会員契約を締結するに際し、被告の定める「NP会員利用規約」や「NP後払い利用規約」において、請求の趣旨記載の内容を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行っており、今後も同内容の意思表示を行うおそれがある。

以下、請求の趣旨記載の内容を含む意思表示が、消費者契約法に違反するものであることについて、詳述する。

### 第4 NP会員利用規約及びNP後払い利用規約における免責条項が消費者契約法第8条1項1号あるいは同項3号に該当すること

- 1 被告の定める、「NP会員利用規約」(甲第4号証)及び「NP後払い利用規約」(甲第5号証)においては、下記の通り規定されている(以下のア、イの各条項をまとめて「本件免責条項」という。)

記

- (1) 「当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、NP会員サービスの利用によりNP会員に発生した損害について、これを賠償する責任その他のいかなる責任も負わないものとします。」(NP会員利用規約第13条1項)
  - (2) 「当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、NP後払いの利用により利用者に発生した損害について、これを賠償する責任その他のいかなる責任も負わないものとします。」(NP後払い利用規約第6条1項)
- 2 本件免責条項は、被告の故意又は重過失による場合を除き、会員あるいは利用者に発生した損害につき、賠償責任の全部免責を定めるものであって、被告

に軽過失がある場合について全部免責を定める規定であると解される。

- 3 しかし、消費者契約法第8条1項1号は、事業者の債務不履行により、消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効とすると規定している。また、同法第8条1項3号は、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効とすると規定している。
- 4 本件免責条項は、被告に軽過失がある場合についての全部免責を定める規定であり、消費者契約法第8条1項1号、同項3号に該当する不当条項と解される。

## **第5 NP会員利用規約における抗弁権放棄の条項が消費者契約法第10条に該当すること**

- 1 NP会員利用規約においては、下記の通り規定されている（以下、下記の条項を「本件抗弁権放棄条項」という。）。

### 記

「NP会員は、代金等に係る決済手段として atone を用いた場合、当該代金等に係る債権（以下「代金等債権」といいます。）を atone 加盟店が直接、もしくは当社が提携する会社（以下「提携会社」といいます。）を経由して当社に譲渡すること、又は代金等債権について当社もしくは提携会社が立替払いすることにつき、予め承諾するものとします。また、会員は、当該代金等債権の譲渡について、atone 加盟店に対して保有する一切の抗弁（同時履行の抗弁、無効、取消し、解除の抗弁、譲渡人に対する抗弁、消滅時効の抗弁及び相殺の抗弁を含みますがこれに限りません。）を放棄するものとします。」（NP会員利用規約第22条2項）

- 2 本件抗弁権放棄条項は、会員が代金等に係る決済手段として、被告の提供する決済手段のうち atone を用いた場合に、当該代金等に係る債権を被告の加盟

店もしくは被告が提携する会社を経由して被告に譲渡するに際し、会員が被告加盟店に対して有する一切の抗弁を放棄する旨の規定である。

3 しかし、消費者契約法10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって（以下「第一要件」といいます）、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（以下「第二要件」といいます）は、無効とする。」と規定している。

4 会員は、債権譲渡の対抗要件具備時までに債権譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる（民法第468条1項、同法第469条1項）。本件抗弁権放棄条項は、会員がatoneを利用するにあたって、atone加盟店に有する一切の抗弁権を放棄させる条項であるため、会員の抗弁権の行使を制限する条項であり、上記第一要件を満たす。

また、atoneを利用したことにより、会員はatone加盟店に対して有する一切の抗弁権を放棄しなければならない、その権利の制限の程度は重く、抗弁権を放棄したことに対する代替措置が講じられているわけではないことから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、上記第二要件を満たす。

5 そのため、本件抗弁権放棄条項は、消費者契約法10条に該当する不当条項と解される。

## **第6 NP後払い利用規約における延滞事務手数料支払い条項が消費者契約法第9条1項2号に該当すること**

1 NP後払い利用規約においては、下記の通り規定されている（以下、下記の条項を「本件延滞事務手数料支払条項」という。）。

## 記

「前2項に定める遅延損害金の他、利用者が当社と約定した期日までに支払債務の支払を行うことを懈怠した場合において、期限超過後もNP後払いによる支払方法の提供を受けるときは、第2条第3項に基づく請求書又は電子メールの発行日から以下の各号に掲げる日数を経過するごとに、同号に掲げる延滞事務手数料の累積額を支払うものとします。

①30日後 297円(税込)の加算

②50日後 297円(税込)の加算

③70日後 297円(税込)の加算」(NP後払い利用規約第8条3項)

- 2 本件延滞事務手数料支払条項は、利用者が被告に対する支払債務の履行を遅滞した場合において、利用者が支払期限超過後も被告の提供する決済サービスによる支払方法の提供を受けるときは、被告の請求書又は電子メールの発行日から30日、50日、70日をそれぞれ経過するごとに、遅延損害金の他、延滞事務手数料の累積額を支払うとの条項である。
- 3 しかし、消費者契約法第9条1項2号は、当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるものについて、当該超える部分を無効としている。
- 4 延滞事務手数料は、実質的な意義としては、損害賠償を事前に約した損害賠償の予定と解される。消費者契約法の逐条解説では、「民法第420条によると、当事者の合意により債務不履行による違約金等を定めことができる。本号(原告注：消費者契約法9条1項2号)は、遅延損害金の利率の上限を年14.6%とし、これよりも高い遅延損害金の利率が定められている場合に、民

法第420条にかかわらず、年14.6%を超える部分の契約条項が無効となり、年14.6%を超える損害賠償又は違約金を消費者に請求することができないとするものである。」「上限は、消費者の損害賠償責任を、消費者が契約に基づく金銭債務の支払を遅延することによって事業者が生ずべき平均的な損害の額にとどめる、という趣旨」であるとされている（甲第6号証 157ページ）。

本件は債権譲渡を受けた債権につき、被告が債権者として自ら回収を図るものであるところ、消費者契約法9条1項2号の規定及び上記逐条解説によれば、延滞事務手数料は、支払方法提供にかかる手数料として事業者が生ずる平均的な損害に含まれると考えられ、当該回収コストは平均化して、14.6%に含まれるものといえる。

- 5 そのため、被告が年14.6%の「遅延損害金」を収受しているのであれば、それを超えて、さらに「延滞事務手数料」を収受することは、消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額の予定又は違約金の額が年14.6%を超えることとなり、別途延滞事務手数料を収受することは消費者契約法9条1項2号に該当する不当条項であると解される。

## 第7 本訴提起に至るまでの原告・被告間の交渉経過

- 1 原告は、かねてより、本件延滞事務手数料支払条項（上記第6）に関し、消費者契約法上の問題があるのではないかとの認識を有しており、令和7年2月19日、被告の事務所を訪問し、原告の考えを伝え、被告と意見交換を実施した。

その後、原告において検討を重ね、令和7年10月29日、被告に対し、消費者契約法第12条に基づき、本件免責条項、本件抗弁権放棄条項、本件履行みなし条項及び本件延滞事務手数料支払条項が、それぞれ、消費者契約法第8条1項1号、同項3号、同法第10条及び同法第9条1項2号に該当する旨の

申入れを文書にて行い（甲第7号証）、同年12月5日に被告より回答を受領した（甲第8号証）。

2 原告は、被告に対し、令和8年3月2日、消費者契約法第41条1項に定める書面をもって、請求の趣旨記載の請求を事前に行い（甲第9号証の1）、同書面は、同年3月3日、被告に到達した（甲第9号証の2）。

3 その後、被告との間で協議の場を設けたところ、被告からは一部については修正に応じるとの回答があったものの（甲第10号証）、原告の請求全てについての対応がなされる見込みがなかったことから、消費者契約法により無効となる契約条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるといえる。

## 第8 請求

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条3項本文に基づき、請求の趣旨記載の措置を求める。

以上

## 証 拠 方 法

証拠説明書の通り

## 付 属 書 類

1	副本		1通
2	証拠説明書	正本1通	副本1通
3	甲号証（写し）	正本1通	副本1通
4	訴訟委任状		1通

5 資格証明書

2通